

育成環境課關係

1. 「放課後子どもプラン」について

(1) 「放課後子どもプラン」の着実な推進について

① 「放課後子どもプラン」の取組状況について

「放課後子どもプラン」については、できる限り早急に、原則としてすべての小学校区において、放課後や夏休み等の長期休暇時における子どもたちの安全・安心で健やかな活動場所の確保を目指しているところであるが、文部科学省と合同で実施した「放課後子どもプラン実施状況調査」（平成19年12月1日現在）によると、両事業とも実施している小学校区は、4,153小学校区（全体の19%）にとどまっているところである。

同調査において、事業を実施していない大きな理由として実施場所の確保が困難であることが挙げられたことから、先般、文部科学省と連名で、普通教室として使用しなくなった教室等を「放課後子どもプラン」の実施場所として優先的に活用するようお願いしたところである。（関連資料1（271頁））

今後とも、放課後子どもプランの実施場所の確保を図り、総合的な放課後対策の着実な推進に向けて積極的な取組をお願いしたい。

② 「放課後子どもプラン」の今後の事業展開について

放課後子どもプランについては、「地方分権改革推進要綱」などで、両事業の一本化について検討するよう指摘を受けており、これまでも文部科学省と検討を行ってきたところであるが、先に述べた合同調査の結果などを踏まえ、現時点でただちに一本化を行うことまでは考えていない。しかしながら、より効果的な事業の推進方策を検討するため、地方自治体や利用者などの声を踏まえつつ、各地域の様々な状況も考慮に入れながら、引き続き事業のあり方や方法論などを検討していく予定である。今後も必要な情報提供や調査協力などを依頼することがあるので、ご協力方よろしくをお願いしたい。

(2) 「新待機児童ゼロ作戦」の推進に基づく放課後児童クラブの設置促進について

① 「新待機児童ゼロ作戦」の推進について

平成20年2月に策定した「新待機児童ゼロ作戦」においては、放課後児童クラブ（小学1年～3年）の提供割合を19%から60%に引き上げることが10年後の目標値として定められたところである。

放課後児童クラブへのニーズは依然として高い状況にあり、希望し

てもクラブを利用できない児童（いわゆる待機児童）は、平成20年5月1日現在で各自治体が把握しているだけでも1万3千人に上っている。

「新待機児童ゼロ作戦」においては、現在「待機児童」として顕在化している需要のみならず、女性の就業率の高まりに応じて、今後必要となる中長期的な需要を勘案した絶対量を計画的に拡大することとされており、各自治体においては、今後、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定を行うに当たって、それぞれの地域におけるニーズを的確に把握し、サービスの提供体制の整備に努められたい。

② 放課後児童クラブの国庫補助について

平成21年度予算案においては、「新待機児童ゼロ作戦」や「5つの安心プラン」を踏まえ、ソフト面及びハード面での支援措置を盛り込んだところである。（関連資料2（274頁））

ハード面については、放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設費補助（児童厚生施設等整備費）のか所数及び単価の増を図るとともに、改修費（放課後子ども環境整備等事業）についても、か所数の増を図ったところである。

また、ソフト面についても、クラブの新設や分割に対応するため、24,153か所分の事業費を確保したところである。平成21年度予算案におけるソフト事業の補助基準額については、別冊（交付要綱、実施要綱等）資料19の交付要綱案を参照されたい。

さらに、平成20年度第2次補正予算に計上されている「安心子ども基金（仮称）」には、放課後児童クラブの設置促進にかかる経費についても盛り込まれているところであり、こうした補助事業を活用して、未実施小学校区の早急な解消や、希望してもクラブを利用できない児童の解消に努められたい。

③ 放課後児童クラブの国庫補助に当たっての留意点

既にご承知のとおり、放課後児童クラブの運営面での質的向上を図るため、

ア 200日以上250日未満開所のクラブ

イ 71人以上の大規模クラブ

については、平成22年度から国庫補助を廃止することとしている。国庫補助の廃止対象となるクラブについては、必要な日数の確保や分割等による適正規模での実施などについて、改善策が講じられつつあることと承知しているが、特に、71人以上の大規模クラブについては、平成20年5月1日現在で未だ2,461か所（全体の14%）

が存在するところであり、これらの解消については、国庫補助を活用するなどして、施設の改修や新たな施設の整備など、早急な対応を図られたい。

④ 国庫補助金の適正な執行について

先般、ある自治体において、放課後児童クラブにかかる補助金の執行が適正に行われていなかったことが判明し、国庫補助金の全額返還を行ったところである。具体的には、①市が運営委託を行っていた民間のクラブの運営主体に実態が無く、個人が実際の運営管理を行っていた、②留守家庭児童かどうかの確認を取らず、任意に入所させた児童の数をもって補助金額を算定していた、③収入支出簿等の帳簿類が存在せず、クラブ運営に係る収支の確認ができない状態であったことなど、不適切な運営が行われていたものである。

放課後児童クラブに係る補助金の交付にあたっては、その実情を確認するなど、運営状況を十分に把握し、適正な執行が行われるよう、あらためて管内市町村への指導を図られたい。

(3) 放課後児童クラブガイドラインについて

平成19年10月に、放課後児童クラブの運営に係る基本的事項を示した「放課後児童クラブガイドライン」を策定したところである。

厚生労働省においては、放課後児童クラブの実施状況調査において、今年度より、ガイドラインの内容に係る設問を新たに加え、クラブの状況を把握したところである。

市町村におけるガイドラインの策定状況については、「国のガイドラインを活用している」と回答した市町村が全体の約半数に上っていたが、一方で、「対応無し」と回答した市町村も約16%あった。また、ガイドラインに基づく運営内容の点検・確認状況については、「点検・確認有り」と回答した市町村は、全体の約63%に止まっており、ガイドラインに沿った適切な設備等の確保、運営がなされているとは言い難い状況であった。

本ガイドラインは、国庫補助金の交付・不交付を問わず、全ての放課後児童クラブが運営を行う際に参考としていただくことにより、クラブ全体の質的向上を図ることを目的としているため、管内市町村及び放課後児童クラブ関係者に対して、本ガイドラインの内容のより一層の周知を図っていただくようお願いしたい。

また、ガイドラインを踏まえた取組や各クラブの事業内容については、クラブ利用者または住民に広く周知されることが重要である。規制改革会議の第2次答申においても、各クラブの運営内容がガイドラインの項

目に適合しているかについて利用者がわかるよう、情報公開を行うことが必要とされていることから、各市町村においても、利用者の利便性を考慮した積極的な情報公開を行うよう周知されたい。

全国の放課後児童クラブ情報を含む子育て支援関連情報等については、(財)こども未来財団の運営によるインターネットを活用した「i-子育てネット」において幅広く提供しているところであるが、放課後児童クラブ情報の内容を見ると、

- ・ 詳細データが入力されていない、
- ・ 情報が更新されていない、
- ・ 新設の放課後児童クラブの情報が入力されていない

などの状況が見受けられるところである。先般、文書でも更新依頼を行ったところであるが、特に平成20年4月からは、ガイドラインに沿った項目を新たに設けたところであるので、利用者に対する適切な情報提供ができるよう、定期的な情報の更新にご協力願いたい。

2. 児童厚生施設等の設置運営について

(1) 児童厚生施設等整備費の国庫補助について

平成21年度における児童館、児童センターに係る施設整備等については、各自治体の実情、要望等を踏まえ、国庫補助基準額の大幅な増を図ったので、施設の設置促進に向けた積極的な対応をお願いする。(関連資料3 (275頁))

また、管内市町村に対しては、健全育成の拠点としての活性化や地域における子育て支援の拠点施設(例えば「地域子育て支援拠点事業(児童館型)」の実施)として積極的な活用を図るなどの指導をお願いしたい。

なお、平成21年度の国庫補助等については「平成21年度児童厚生施設等整備費の国庫補助に係る協議等について」(雇児育発第0216001号平成21年2月16日育成環境課長通知)によりお示ししたところであるので、管内市町村分を取りまとめの上、3月6日までの提出をお願いしたい。

さらに、今回より協議書の提出の際に、新待機児童ゼロ作戦期間中における各自治体の放課後児童クラブ設置に関する取組状況を把握するため、新たに簡単な調書(関連資料4 (276頁))をお願いしておりますので、協議書と同様、管内市町村分を取りまとめの上、提出をお願いしたい。

(2) 児童館、児童センターの機能強化について

① 児童館の機能について

各地方自治体においては、児童館・児童センターの機能・役割を再確認し、その強化に取り組んでいるところであると思われる。

しかしながら、児童館・児童センターは、地域にあって①健全な遊びを手段として児童の成長・育成を支援、②地域の子育て支援活動の拠点、③放課後児童の健全育成活動、④母親クラブなどの地域活動を支援し、地域の安全確保を図ること、などを基本的機能としてその有益性を発揮しているところであり、さらに、地域の児童の抱える問題に対応した機能等も求められている。そうした対応の中には、ひきこもりや不登校児童・生徒への支援や児童虐待防止に関わる相談や活動、放課後子どもプラン事業への積極的協力などがある。

児童館・児童センターは、専門性を有した職員（児童の遊びを指導する者）が配置され、地域の児童を幼児から青年まで、共にかかわりながらその成長支援をしていくことができる施設である。地域のすべての児童と保護者に対する総合的な支援拠点として、効果的な事業実施を行えるよう、各市町村等において積極的な取組をお願いしたい。

② 地域子育て支援拠点事業の活用について

平成19年度から、民営の児童館等においても、学齢期の子どもが来館する前の時間等を活用して、「児童館型」として本事業を実施していただくこととしている。

しかしながら、現行の児童館事業との調整、事業のスタッフとなる人材の確保など補助基準を満たす要件や予算措置の面で対応が難しいこと等により、取組が思うように進んでいない状況である。

特に、夏休み等の長期休暇期間中は、朝から学齢期の児童が来館するため開設日数等の要件を満たすことができないという声があることから、長期休暇期間中における弾力的な運営について、実施要綱に明記する予定である（別冊（交付要綱、実施要綱等）資料参照）。

児童館、児童センターには、地域の子育て家庭への支援機能をより一層強化することが期待されている。少子化や核家族化が進む我が国において、子育て家庭支援の中核的役割の一翼を担い、いまある人材や設備をフルに稼働して、地域の子育て支援に資する取組をすべての施設で取り組んでいただくことが時代の要請ともいえ、より一層の積極的な取組が求められていることから、各市町村や児童館等関係者への働きかけをお願いしたい。

3. 児童育成事業推進等対策事業について

本事業は、児童の健全育成を図るための先駆的な事業、全国的なモデルとなる事業を対象として、事業費の10/10を補助するものであり、平成21年度の協議については「平成21年度児童環境づくり基盤整備事業の協議について（児童育成事業推進等対策事業）」（雇児育発第0209001号平成21年2月9日育成環境課長通知）により、3月13日までに協議書の提出をお願いしているところである。

特に、本年度においては、市町村における事業の実施率の低下に鑑み、市町村の取組を優先して採択することとしている。（関連資料5（280頁））

については、20年度に本事業を活用して実施した取組を事例集としてとりまとめ、厚生労働省ホームページに掲載することとしているので、ホームページの事例を参考にするなど、市町村への周知を積極的に行い、市町村からの協議の増が図られるようお願いしたい。

また、事例集により、自治体における取組が促進されるとともに、他の自治体の取組を参考としてその地域の状況に応じた形で実施し、またそれをさらに他の自治体が形を変え実施するといったように連鎖する効果を期待している。

都道府県におかれても、協議通知や事例集を踏まえ、子どもの健全育成や地域の子育て支援に積極的に取り組んでいただくとともに、管内市町村への周知徹底や事業調整を図っていただくようお願いする。

4. 乳幼児と年長児童のふれあいの促進について

中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供することは、これから親となる中・高校生にとって、子どもや家庭の大切さを考える契機となるとともに、将来の子育ての貴重な予備体験となり、育児不安を原因とする虐待の予防にも資することが期待されることから、「子ども・子育てプラン」においても、平成21年度までにすべての児童館等において実施することとされているところである。

厚生労働省では、これまでも、

- ① 児童ふれあい交流促進事業：市町村が児童館等を活用して、こうした取組を実施する際の経費の補助
- ② 児童ふれあい交流支援事業：市町村における取組を支援するため、都道府県レベルでの協議会の設置や研修会の実施のための経費の補助

を行い、支援に努めてきたところである。

当該事業については、その具体的な取り組み事例や、事業を始める際のノウハウがまとめられた冊子「きみからもらったありがとう～中高生と赤ちゃんのふれあい交流事業より～」が（財）児童健全育成推進財団によって作成され、平成20年4月に配布されたところであり、各自治体における事業実施の検討に活用されたい。

5. 児童委員及び主任児童委員について

(1) 児童委員及び主任児童委員の積極的な活用・周知について

近年、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待の増加や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭を取り巻く環境が複雑・多様化している中で、地域の住民に最も身近な児童委員、主任児童委員が地域のこれらの問題への適切な関わりが求められているところである。

児童委員・主任児童委員活動が円滑に行われるためには、できるだけ多くの方々に、児童委員・主任児童委員の取組についての理解を広げることが必要であると考えており、厚生労働省としても、民生委員・児童委員に関する省のホームページの見直しを行っているところであり、4月からよりわかりやすいホームページにリニューアルできるよう作業を進めているところである。

また、児童委員・主任児童委員は、子どもや子育て家庭への支援活動を行っていることから、児童や保護者と関わることは、地域住民に周知を図る観点からも有効であり、また、学校との連携を図ることが児童委員・主任児童委員の活動をより効果的なものと考えられていることから、今般、小学校・中学校との連携や「乳幼児健診」、子育て広場や子育て支援センター、児童館等の「地域子育て支援拠点」等子どもや子育て家庭が集まる場を活用し、児童委員・主任児童委員の役割について広報・周知している事例を中心に活動事例をとりまとめているところである。

各都道府県・指定都市・中核市においても、本活動事例を参考に、地域の実情に応じた児童委員・主任児童委員の積極的な関わり及び子育て家庭等が必要な時に児童委員・主任児童委員へ相談できる環境づくりに努められたい。

なお、昨年4月に、児童委員、主任児童委員の活動を地域住民にPRする名刺型リーフレットを配布したところであるが、厚生労働省ホームページに本リーフレット（PDF）を掲載する準備を進めているところ

であり、活用されたい。

また、児童委員・主任児童委員は、市町村の「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」に積極的に参画するとともに、市町村・児童相談所や学校等の関係機関と連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握する等、児童虐待防止の上で適切な役割を果たすことが期待されていることから、研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いする。

「地域子育て環境づくり支援事業」において、児童委員、主任児童委員を対象とした研修事業、地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会及び地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として児童委員等を講師にした子育てセミナー等の事業を助成対象としているので、この事業を積極的に活用されたい。
(関連資料 6 (293頁))

(2) 個人情報取り扱いについて

民生委員・児童委員、主任児童委員については、民生委員法第15条に職務を遂行するに当たって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守るということが規定されているところである。

各地方自治体におかれては、地域における民生委員・児童委員、主任児童委員活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供にご配慮願うとともに、地域住民に対しても、制度の正しい理解が得られるよう格別のご配慮をお願いする。(関連資料 7 (294頁))

(3) 委嘱手続きの簡素化及び迅速化

昨年5月、地方分権改革推進委員会の第一次勧告において、「民生委員の委嘱手続きを簡略化する。その具体的な方策について平成20年度中に結論を得る。」と指摘されているところであり、簡略化のための方策について、年度内に結論を得るべく現在検討しているところである。なお、各自治体においても、欠員が生じた際の欠員補充の手続きについては、極力その迅速化に努めるとともに、民生委員・児童委員の定数に対する充足率が低い自治体においては、引き続き、民生委員・児童委員の確保に努められたい。

6. 母親クラブ等の地域組織活動の活性化について

母親クラブや子育てNPO等の地域組織については、地域における親子交流・世代間交流をはじめ、子どもの健全育成の向上のための研修会の実施や子どもの事故防止等のための活動など、多様な地域子育て支援活動を実施いただいているところであるが、こうした取組のための経費の補助を行う「地域組織活動育成事業」の活用も図りながら、引き続き活動の推進に努められたい。

特に、近年、子どもが安全で安心して過ごせる地域へのニーズが高まっていることから、児童館及び放課後児童クラブを利用する子どもの来所・帰宅時における見守り活動や、児童遊園等の巡回や遊具の点検などについては、母親クラブ等の地域組織と連携・協力を図るなど、効果的かつ重点的な取組をお願いしたい。

7. 児童福祉週間について

(1) 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的に、昭和22年より、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間（5月5日～11日）」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行ってきている。

(2) 児童福祉週間の標語について

平成20年9月1日～10月15日にかけて、児童福祉週間の理念を広く啓発する標語を全国募集したところ、4,535作品の応募があり、主催者で選考した結果、次の作品を平成21年度児童福祉週間の標語と決定した。

「ありがとう つたわるところが うれしいよ」

たまだ ゆい
(玉田 雄以さん 34歳 (神奈川県) の作品)

この標語を児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知を図ることとしているが、貴管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及されたい。

(3) 児童福祉週間の事業展開について

子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが重要であるとの認識の下に、児童福祉の理念の普及に努め、行政のみならず、民間企業、団体等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進していくこととしている。

また、全国の地方自治体における児童福祉週間の取組について、毎年お知らせいただき、取りまとめのうえ報道発表資料としているところであり、地域における子育て支援に関連した先駆的・魅力的な取組を中心にまとめることとしているので、引き続き御協力を御願いたい。なお、推薦に当たっては、貴管内市区町村の取り組みからも幅広く選んでいただくようお願いしたい。

8. 児童手当について

児童手当は、本人からの申請に基づき市町村長が認定して、はじめて受給権が発生する制度であり、従来より、制度の周知に努めていただいているところであるが、受給対象者が児童手当の申請を知らなかったことなどによるトラブルが発生しないよう、更なる周知の徹底をお願いしたい。

なお、市町村が独自に取り組んでいた児童手当制度の案内を母子健康手帳に記載する周知方法については、昨年12月15日付母子保健課長通知雇児発第1215001号「母子健康手帳の任意記載事項様式の改正について」において、児童手当制度の案内を任意記載事項として取り入れ、本年4月1日以降、使用されることとなったので、お知らせする。

また、周知の一助として、児童手当制度のリーフレット等を作成中であり、できあがり次第、登録のあった必要部数を送付するので活用をお願いしたい。